

熊本市中小企業小口資金融資制度要綱

制定	昭和38年	8月	7日	決裁
改正	昭和43年	7月	10日	経済部長決裁
				(略)
	平成19年	9月	14日	市長決裁
	平成21年	3月	12日	市長決裁
	平成23年	7月	1日	経営支援課長決裁
	平成24年	3月	26日	市長決裁
	平成25年	3月	29日	市長決裁
	平成26年	4月	24日	農水商工局長決裁
	平成28年	3月	28日	市長決裁
	令和4年	7月	29日	商業金融課長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の小口資金の円滑な融資を図ることにより、企業の体質改善を図り、もって本市中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(融資原資)

第2条 熊本市（以下「市」という。）は、融資原資として、熊本県信用保証協会（以下「協会」という。）に対し出捐し、協会は出捐金の2.5倍を限度として、取扱金融機関が行う貸付金の保証を行うものとする。

2 市は本制度実施のため、協会との間に別に定める損失補償契約を締結する。

(融資対象)

第3条 融資の対象となる者は、常時使用する従業員が20人以下の中小企業者で、次の各号に定める要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 市内に1年以上居住し、かつ同一業種（複数の事業を営む者にあつては、本制度の利用目的とする業種について）を1年以上経営していること。
- (2) 市県民税又は法人市民税（業歴2年未満の者で前年度の市民税を賦課されていないものについては、当該年度の納期到来分）を納税していること。ただし、納税がない者にあつては、非課税措置又は免税措置を受けていること。
- (3) 許認可を必要とする業種については、許認可を受けていること。
- (4) 協会の保証対象業種であること。
- (5) 協会に対して代位弁済による求償債務（連帯保証によるものを含む）がないこと。
- (6) 申込日前2か年以内に金融機関の取引停止処分を受けていないこと。

(融資条件)

第4条 融資条件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 資金使途 事業経営に必要な運転資金及び設備資金
- (2) 融資限度額 1事業者につき1,000万円以内（申込日以前1年以内に納期が発生する市県民税が、非課税措置又は免税措置を受けている者は、500万円以内）熊本市中小企業経営向上小口資金との合計額は、1,000万円を超えないものとする。
- (3) 融資期間 30か月、45か月又は60か月
- (4) 口数 1口とする。
- (5) 融資利率 返済期間30か月の場合 固定 年利2.00パーセント以内
返済期間45か月の場合 固定 年利2.10パーセント以内
返済期間60か月の場合 固定 年利2.20パーセント以内
- (6) 返済方法 元金均等返済
- (7) 据置期間 協会及び取扱金融機関が認める場合に限り6か月以内（ただし、融資期間に含む。）
- (8) 保証料率 協会の定めるところによる。
- (9) 連帯保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。ただし、協会が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (10) 担保 原則として徴求しない。
- (11) 信用保証 すべて協会の保証を要する。

(取扱金融機関)

第5条 取扱金融機関は、肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫及び熊本県信用組合とする。ただし、特に必要があると認めた場合は、取扱事項を限定し、又は条件を付し、これ以外の金融機関を取扱金融機関として定めることができる。

(融資相談窓口)

第6条 融資相談等の窓口は、くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.、熊本商工会議所、市内各商工会及び取扱金融機関とする。

(融資受付窓口)

第7条 融資を受けようとする者は、所定の申込書に必要書類を添付し、熊本商工会議所、市内各商工会又は取扱金融機関に提出するものとする。

(融資の斡旋)

第8条 熊本商工会議所及び市内各商工会は、受付の結果、融資申し込みに係る要件が適当と認めたときは、取扱金融機関に融資斡旋を行うものとする。

(融資審査等)

第9条 融資申込を受理した取扱金融機関は、その内容の審査及び調査を行い、速やかに協会に保証依頼の書類を提出し、また、市の必要書類についても協会を經由し市に提出するものとする。

2 協会は取扱金融機関から保証依頼があったときは、その内容の審査及び調査を行い、速やかに保証の可否を決定し、市に報告するものとする。

3 取扱金融機関及び協会は、融資手続を公正かつ迅速に行うものとする。

(関係機関の協力)

第10条 この制度による融資について、協会は積極的に保証を行い、取扱金融機関は、融資に関し歩積、両建、掛金等の条件を付することなく、この制度の目的を十分に理解し、積極的に協力するものとする。

(保証制度)

第11条 保証制度は、協会の市町村特別小口資金保証制度要綱による。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和38年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和43年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和47年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和47年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和54年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行し、この要綱による改正後の第7項の規定は、平成2年6月2日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行し、同日の借入申込み分から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の第4条第5号の規定は、平成28年4月1日以後の保証承諾分について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。